

様々であるため、民法の定めている指針に沿ってそれを実現することは容易なことではありません。指針と言うのは、具体的には、民法第906条の規定です。この規定で、遺産分割の際には各相続人の様々な事情を考慮することが求められています。

■第2の理念

遺産分割の第2の理念は、「相続人の自由意志を尊重すること」です。これは、相続人の意思は、被相続人の意思である『遺言』や民法の法定相続分の規定よりも優先するということです。すべての相続人が遺産分割協議において合意すれば、どのような分割も認められる訳です。「法は家庭に入らず」(;家族間のことは家族間のルールに委せ、むやみに法を適用すべきではない)という理念から、遺産分割を行う場合、まずは、当事者間での話し合い、すなわち、遺産分割協議を行うべきであると定められているのです。それゆえに、遺産分割には贈与的な要素が含まれているということになります。

■第3の理念

遺産分割の第3の理念は、「分割の安定性を図ること」です。仮に遺産分割が終了してから、遺産分割の在り方を巡って争うようなことがあれば、相続の趣旨を達成することはできないからです。また、相続人の生活保障等も不安定なものとなります。第三者との関係では、取引の安全を脅かすこととなります。そこで、遺産分割のやり直しを避けるという考慮が働かなければならないということです。

おわりに

法律用語はあまりにも専門的で分かり難いというのが本音です。「遺留分」・「代襲相続」・「特別受益」などは、その用語の意味を理解しようとすると、どうしてもその起源や存在理由を知りたくなります。法律の基本的な考え方とか哲学、起源、歴史といったものが分かってくると、身近な問題を事例として取り上げることができるので、案外理解しやすく面白いという部分があります。勿論、学びの途中では疑問点が多く湧き出てくることは否定できません。今はパソコンを利用して、グーグル検索すれば(ググれば)、ある程度の情報は瞬時に入手できますので(内容の真偽は保証できませんが)、疑問点は克服可能だと思っています。頭の体操と思って一生涯に一度か二度経験する「相続」の問題を『六法全書』を紐解きながら考えてみることは、無駄なことではないでしょう。

>>次号は、広島経済大学 経済学部経済学科 教授 3 学期「経済学の基本」講師の新垣繁秀先生が担当されます。

◆今週の一冊◆

餅川先生おすすめの書籍です。



『中内 功』石井淳蔵著 PHP研究所

「よい品をどんどん安く」理想に燃えた流通革命の先導者と言われている中内功氏というダイエーの創業者を、マーケティング研究の第一人者が著述したものです。内容は日本の小売業の発展に貢献した、経営者としての中内功氏の伝記と考えればよいでしょう。

◎事務局から◎

講座の詳細については次の URL からご確認ください。

《キャリアアップ・プログラム》

<http://www.hue.ac.jp/visitors/local/careerup/index.html>

《カルチャー講座》

<http://www.hue.ac.jp/visitors/local/culture/index.html>

※ご意見・ご感想はこちらまで career-up@hue.ac.jp

※広島経済大学 オフィシャルサイト <http://www.hue.ac.jp/>

発信元：広島経済大学 教育・学習支援センター キャリアアップ・プログラム事務局（082-871-9345）